

子ども家庭課
児童相談所設置準備担当
子ども家庭支援センター

(仮称) 港区子ども家庭総合支援センター整備の検討状況について

1 施設整備の目的

(仮称) 港区子ども家庭総合支援センターは、児童虐待や非行などの児童に関する問題への対応や一時保護などを行う「児童相談所」、子育て中の人を支援する「子ども家庭支援センター」、様々な事情から養育が困難となった母子家庭が入所する「母子生活支援施設」が一体となった複合施設です。

児童虐待、非行、障害など、あらゆる児童の問題や課題に対して、区が主体性と責任を持ち、妊娠期から子どもの自立まで切れ目のない一貫した相談・支援体制を構築することを目的として整備します。

2 これまでの経緯

平成29年	1月	「(仮称) 港区子ども家庭総合支援センター(児童相談所併設)の整備について」保健福祉常任委員会報告
	10月	「土地の購入について(南青山五丁目)」総務常任委員会報告
	11月	「(仮称) 港区子ども家庭総合支援センター整備計画」保健福祉常任委員会報告
	11月	土地の売買契約締結、土地の取得
	12月	近隣住民説明会(2回)
平成30年	10月	区民向け説明会(2回)
	12月	区民向け説明会(2回)
平成31年	2月	紛争予防条例に基づく説明会(2回)
	3月	(仮称) 港区子ども家庭総合支援センター基本設計・実施設計完了
令和元年	6月	「工事請負契約の承認について」(第2回定例会議決)

3 各施設の条例等の整備

各施設の設置に向けては、以下のように条例等を整備する必要があるため、現在、各施設の運営内容を検討しています(別紙1・2参照)。

児童相談所の設置に当たっては、国から児童相談所設置市として政令指定を受ける必要があり、その条件である東京都との児童相談体制等に関する協

議を本年8月に開始する予定です。国から政令指定の決定を受けた後に、区では児童相談所設置条例を制定します。

子ども家庭支援センターについては現行の港区立子ども家庭支援センター条例を改正します。

母子生活支援施設は、設置に係る新規条例を制定した後、指定管理者の公募等を実施します。

4 建物の概要

4階	母子生活支援施設	
3階	児童相談所（面接室・心理療法室等）	
2階	児童相談所	体育館
1階	子ども家庭支援センター・児童相談所	

5 施設建設等経費

項目	経費
建築工事	1,558,700,000円
電気設備工事	304,381,000円
機械設備工事（空調・給排水衛生）	466,240,500円
合計	2,329,321,500円

(仮称) 港区子ども家庭総合支援センター 各施設における管理運営検討状況一覧表

	子ども家庭支援センター	児童相談所	母子生活支援施設
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法第10条の2の規定に基づき、子育て支援サービスの提供に関する業務、子どもと子育ての総合相談 ・家庭の問題、女性やDV被害に関する問題、ひとり親家庭などの相談・自立の支援（配偶者暴力相談支援センターの機能を持つ家庭相談センター（現子ども家庭課）を統合）を行う。 	<p>児童福祉法第12条の規定に基づき、子どもに関する家庭その他からの相談に応じ、子どもが有する問題又は子どもの真のニーズ、子どもの置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々の子どもや家庭に適切な援助を行い、もって子どもの福祉を図るとともに、その権利を擁護する。</p>	<p>児童福祉法第38条の規定に基づき、様々な事情により養育が困難となった母子を入所させ、保護するとともに、自立を促進するための生活支援を行い、あわせて退所者について相談その他の援助を行う。</p> <p>※施設名称：メゾン・ド・あじさい（予定）</p>
対象	<ul style="list-style-type: none"> ・18歳未満の児童とその保護者及び子育て支援に関わる人 ・家庭内の問題により支援を必要とする人 <p>※子育てひろば事業を実施する親子ふれあい広場はおおむね3歳までの児童とその保護者が対象</p>	<p>18歳未満の児童</p> <p>※一部、法に基づき20歳までの対応を行う。</p>	<p>配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき18歳未満の児童</p>
他の機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども家庭支援センターは、児童福祉法第25条の2の規定に基づく、港区要保護児童対策地域協議会（民生委員・児童委員、警察、医療機関、学校、保育園、みなと保健所など）の調整機関の役割を担う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・港区要保護児童対策地域協議会の一員として、協議会の構成団体とそれぞれ連携すると同時に、要保護児童等への支援においては、専門的支援を行う役割を担う。 ・児童相談所の権限に基づく対応において、警察、検察、家庭裁判所、児童福祉審議会、社会的養護施設等と連携する。 ・子どもと家庭への支援を行う際に、医療機関やNPO等と連携した対応を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・港区要保護児童対策地域協議会の一員として、協議会の構成団体とそれぞれ連携する。
管理主体	直営	直営	指定管理者（予定）
職員体制	<p>現在子ども家庭課が所管している家庭相談を統合すること、新たに子育てひろば事業を開始すること、児童虐待対応件数が大幅に増加していることなどから、詳細については検討中</p> <p>【参考】令和元年7月現在の配置人数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども家庭支援センター 常勤職員：11人、非常勤職員：10人 ・家庭相談担当 常勤職員：3人、非常勤職員：1人、 臨時職員：1人、委託事業者：7人程度 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所長：1人 ・児童相談所副所長：1人 ・常勤職員（児童福祉司、児童心理司、保健師、児童指導員又は保育士、看護師等）：合計45人程度 ・会計年度任用職員（相談受付、里親担当、一時保護所担当、警察OB等）：合計19～20人程度 ・弁護士、医師の勤務形態は検討中 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設長：1人 ・常勤職員：6人程度 ・非常勤職員：2人程度

「(仮称)港区子ども家庭総合支援センター」開設に向けた今後のスケジュール(予定)

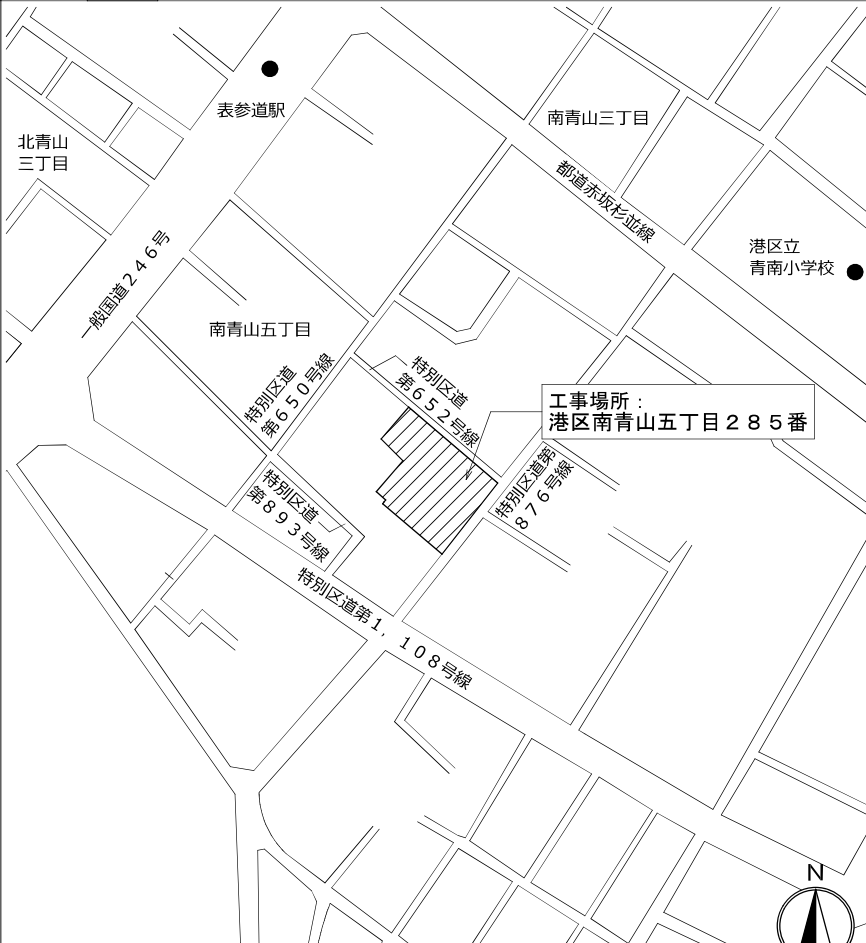
	令和 元年度												令和 2年度												令和 3年度			
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月			
全体進行			●→ 第2回定例会 ●工事 請負契約締結		●→ 第3回定例会 ●工事 説明会 8/2・3		●→ 第4回定例会				●→ 第1回定例会				●→ 第2回定例会		● オリンピック ピックピック 7/24 8/25 -8/9 -9/6	●→ 第3回定例会		●→ 第4回定例会			●→ 第1回定例会		(仮称)港区子ども家庭総合支援センター開設			
子ども家庭支援センター	← 建設等工事 →																											
児童相談所	東京都との協議(児童相談体制等)												国に政令指定の要請	政令指定(予定)	●条例(改正)議案提出(子ども家庭支援センター)													
母子生活支援施設	●条例(新規)議案提出(母子生活支援施設)												指定管理者公募手続			●指定管理者の指定議案提出(母子生活支援施設)			●条例(新規)議案提出(児童相談所) ※その他関連条例について検討中									



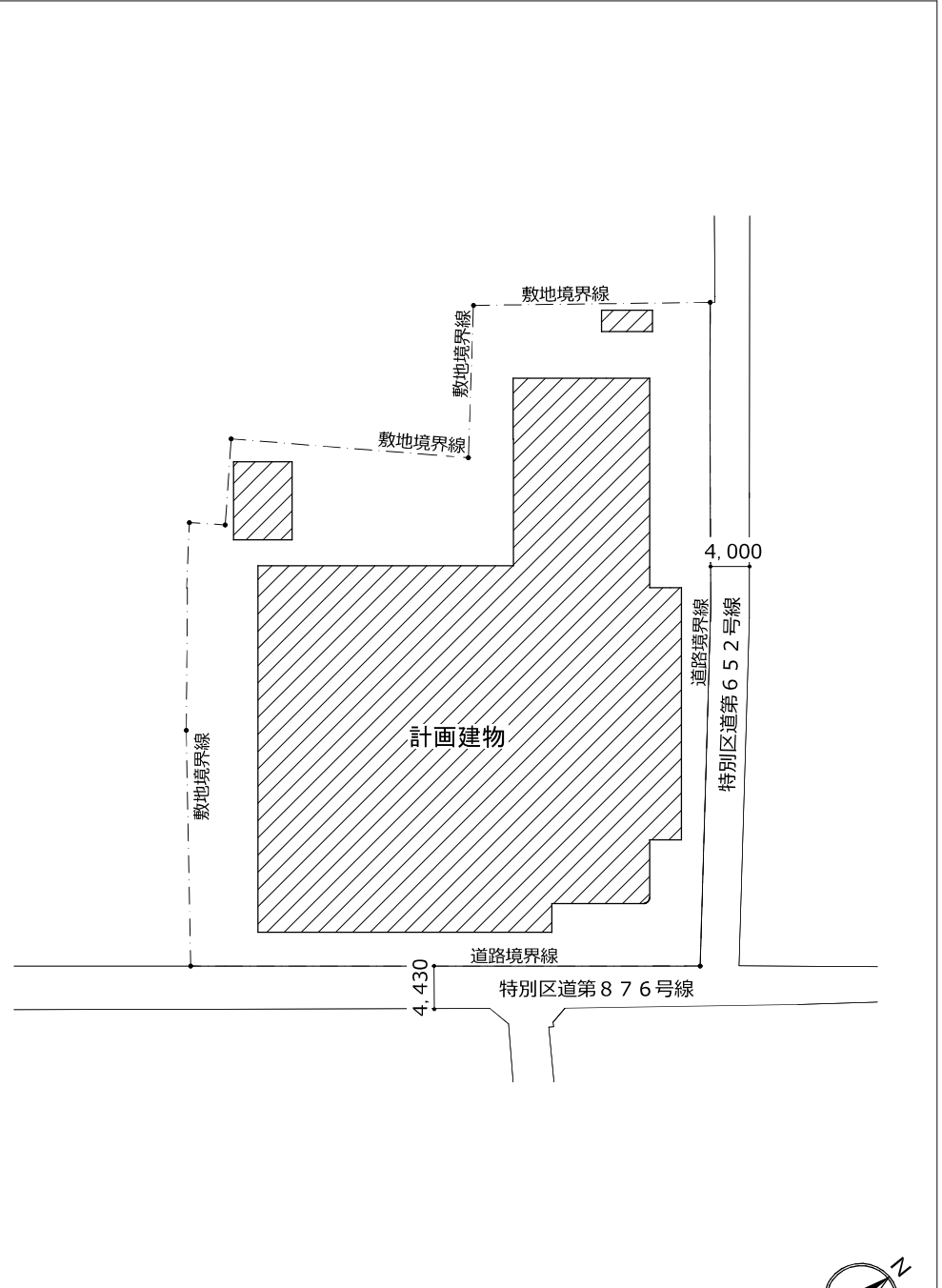
(仮称)港区子ども家庭総合支援センター 完成イメージ図

（仮称）港区子ども家庭総合支援センター新築工事

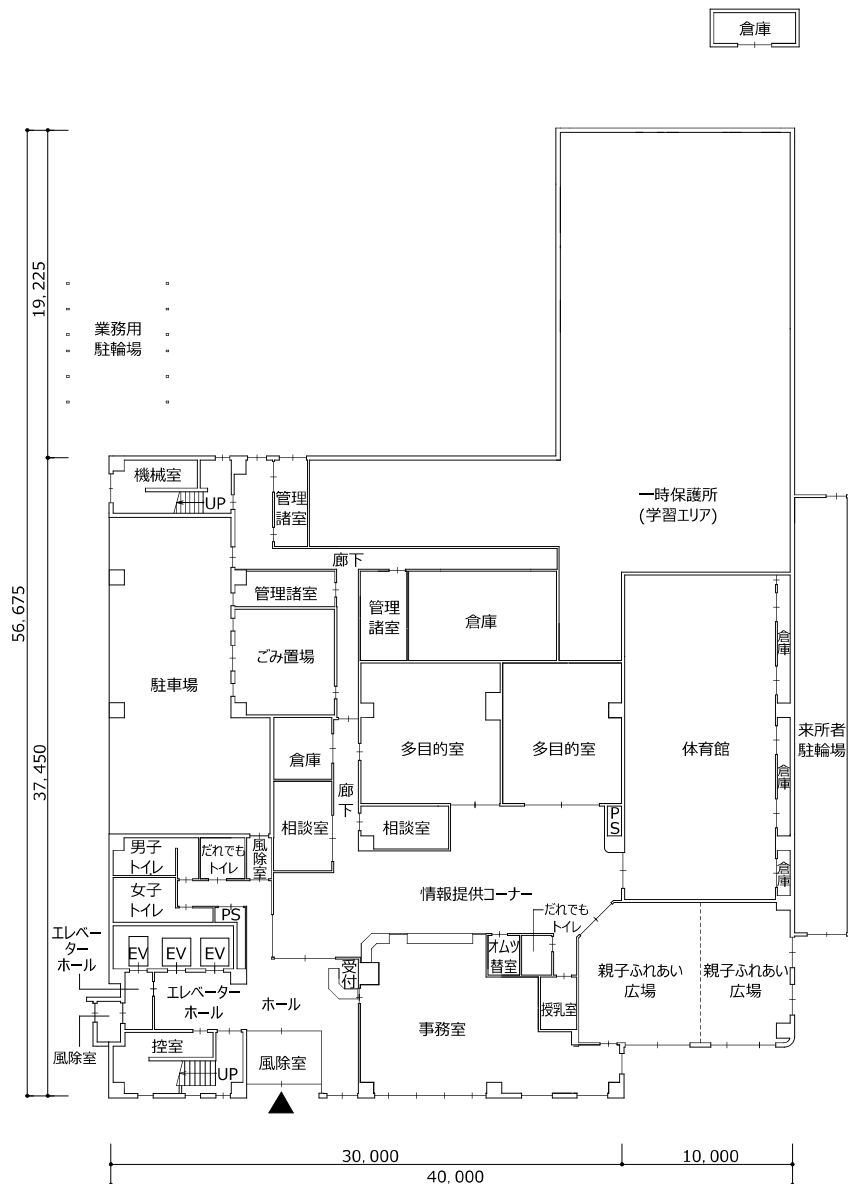
工事名称	（仮称）港区子ども家庭総合支援センター新築工事	
工事場所	港区南青山五丁目285番	
敷地面積	3,166.51㎡	
建築面積	1,893.66㎡	
床面積	1階	1,884.98㎡
	2階	1,470.02㎡
	3階	1,049.68㎡
	4階	999.61㎡
	塔屋	23.51㎡
	合計	5,427.80㎡



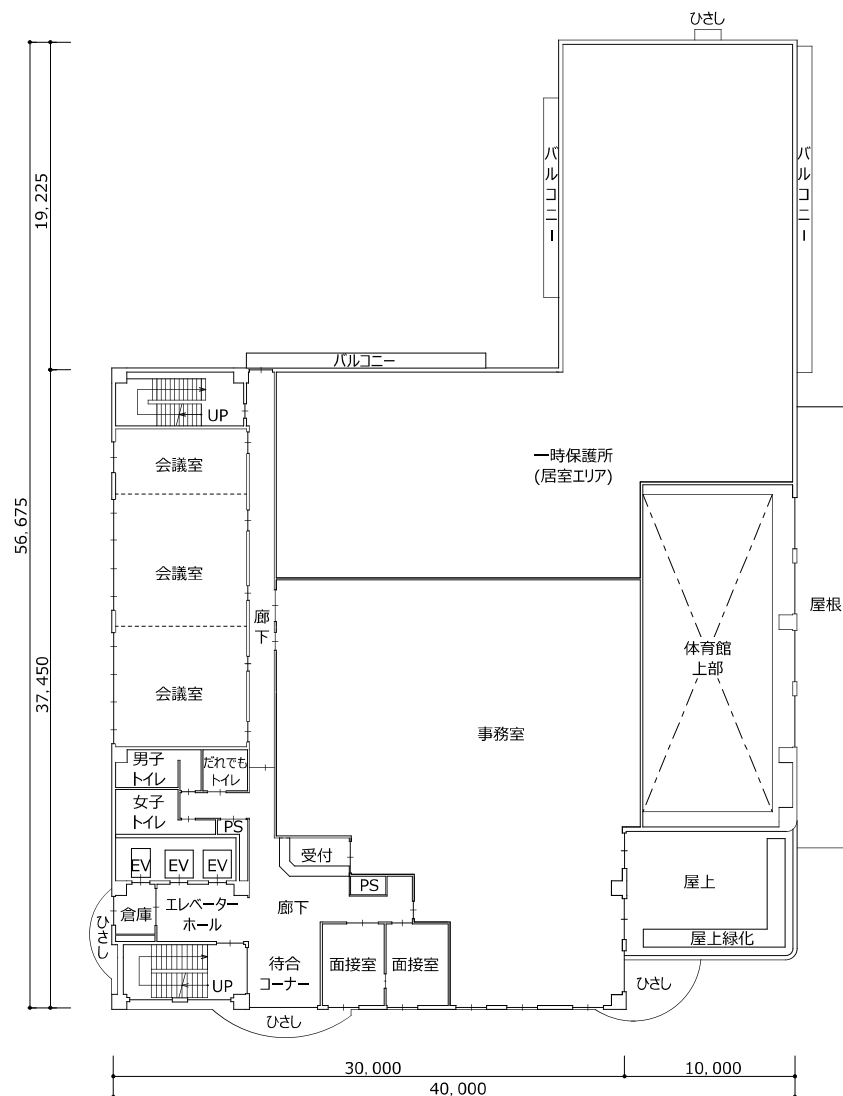
案内図 縮尺 1/3,000



配置図 縮尺 1/500

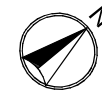


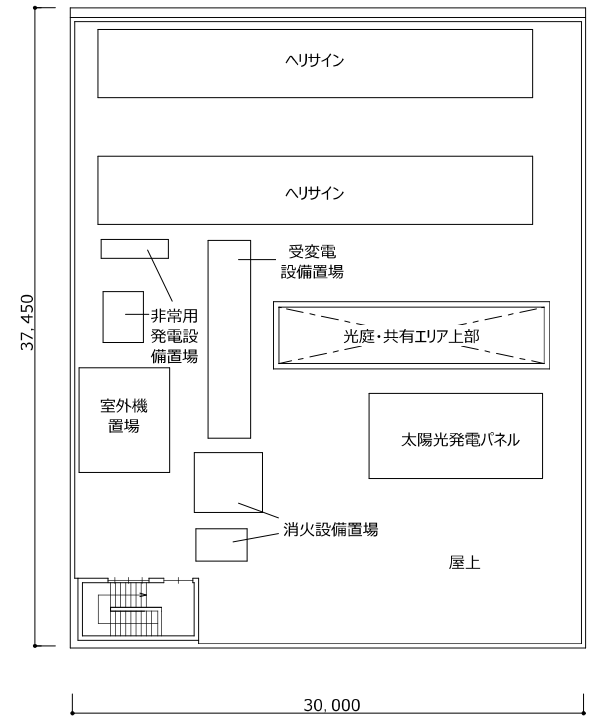
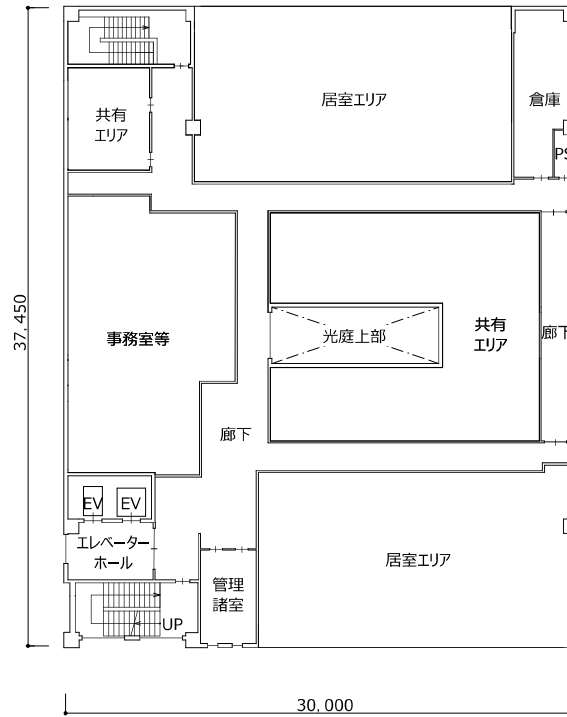
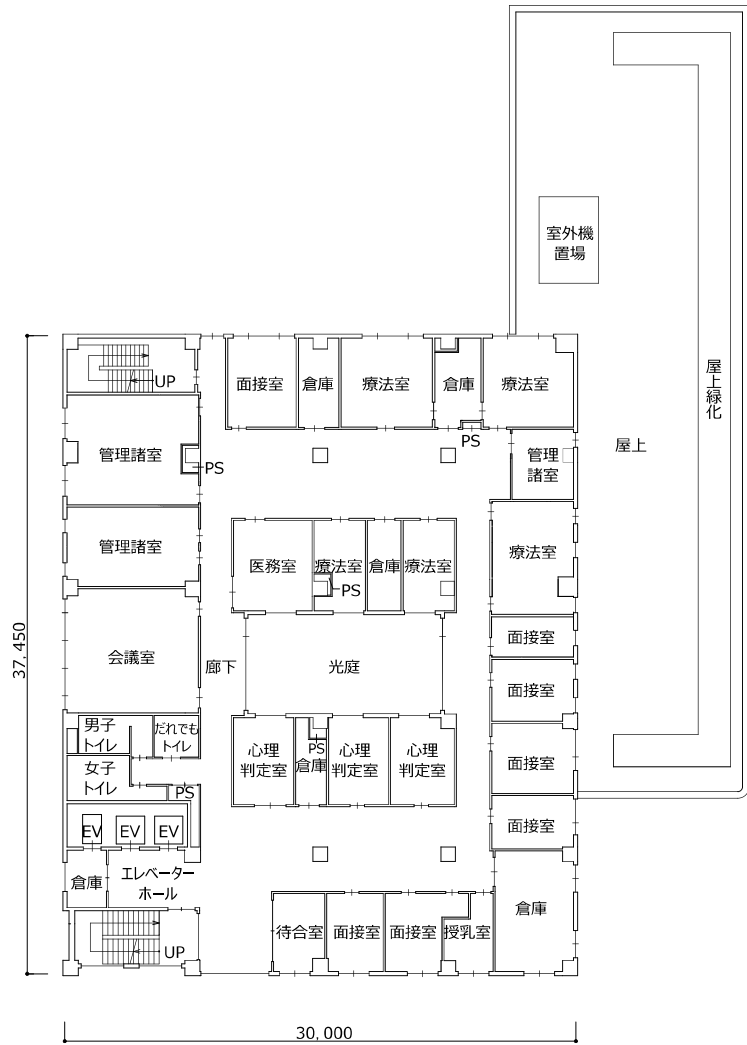
1階平面図



2階平面図

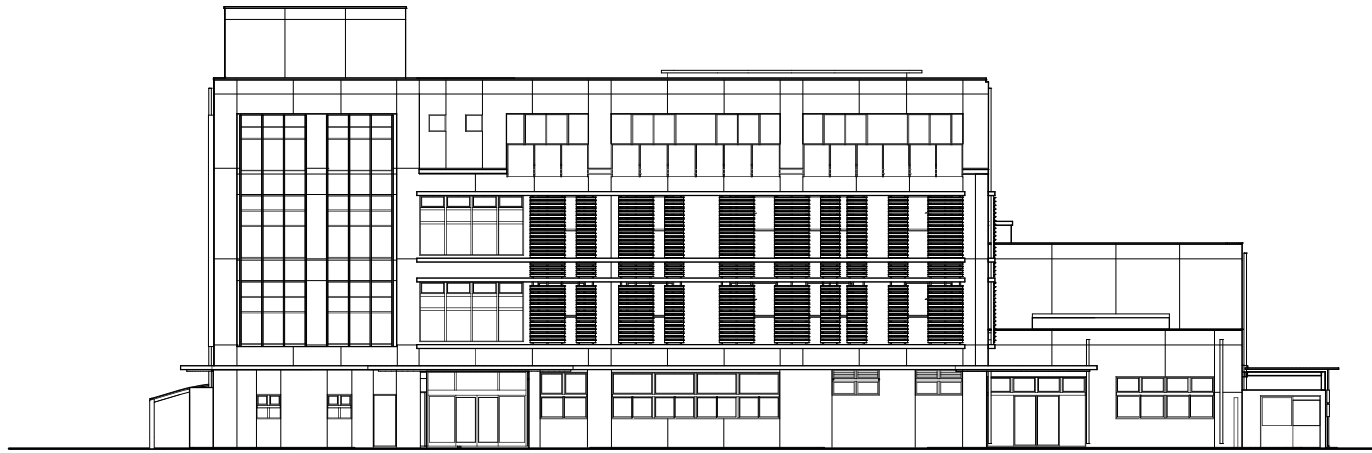
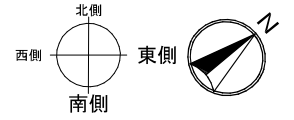
平面図 縮尺 1 / 300



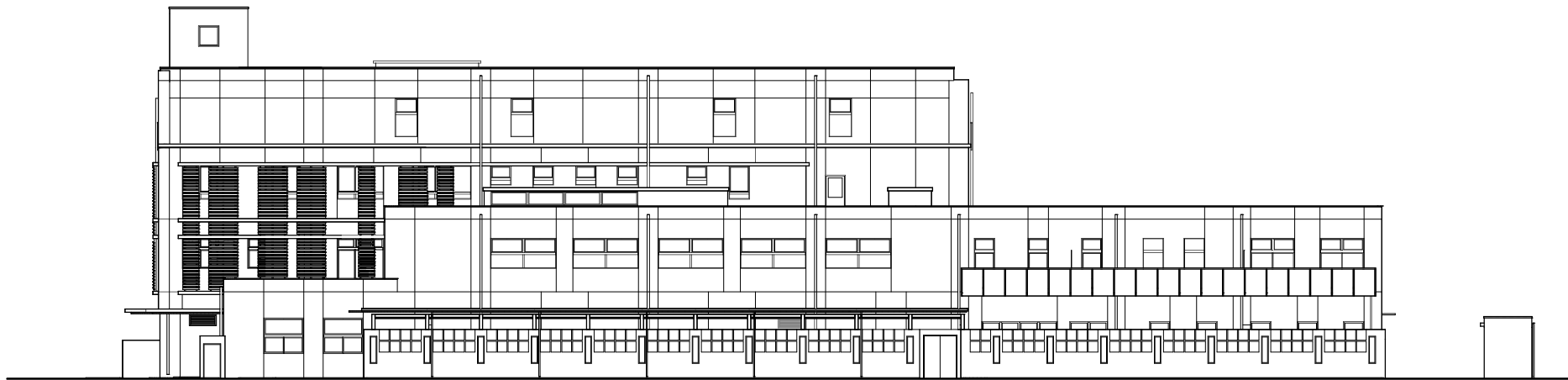


平面図 縮尺 1 / 300



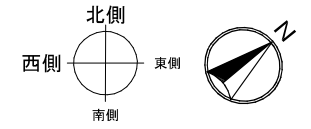


南側立面図



東側立面図

立面図 縮尺 1 / 200

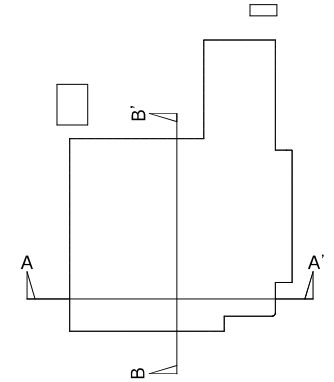
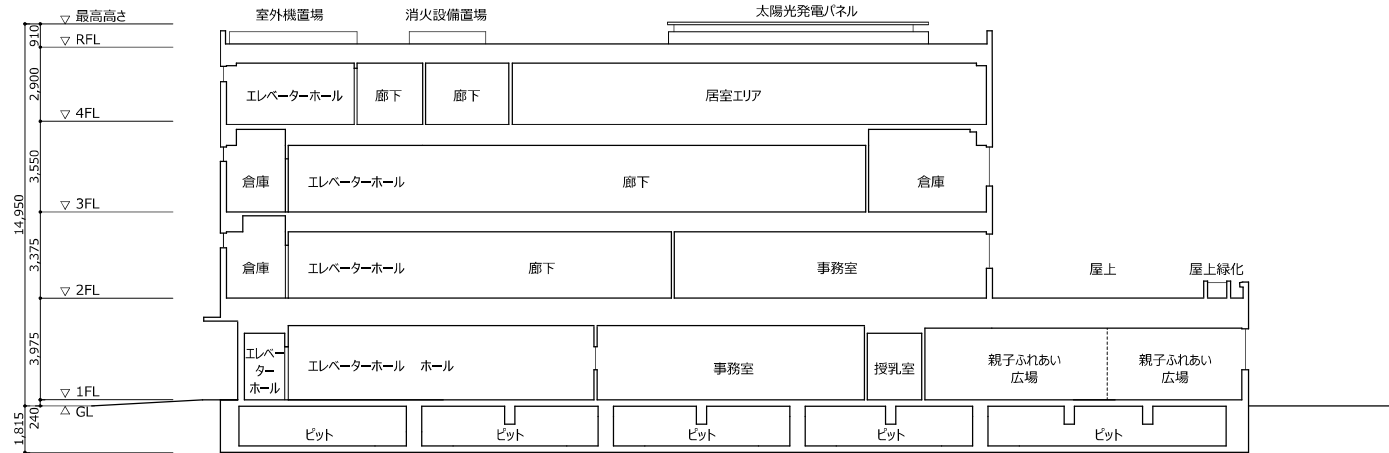


北側立面図

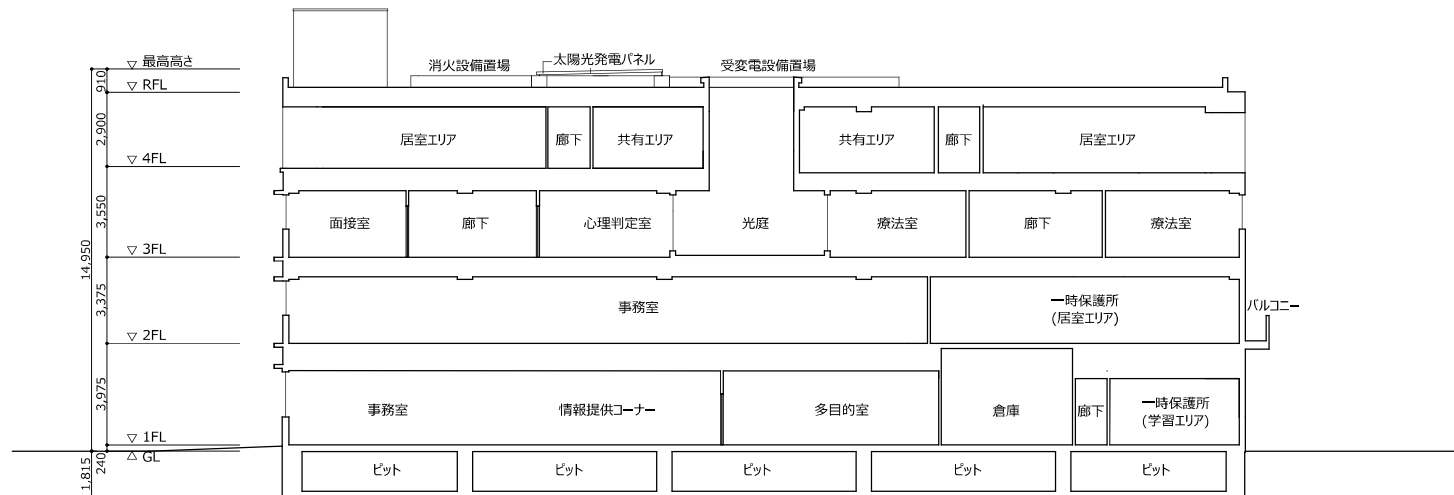


西側立面図

立面図 縮尺 1 / 200



A-A' 断面図



B-B' 断面図

断面図 縮尺 1 / 200